

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年4月5日(2018.4.5)

【公開番号】特開2016-155986(P2016-155986A)

【公開日】平成28年9月1日(2016.9.1)

【年通号数】公開・登録公報2016-052

【出願番号】特願2015-36635(P2015-36635)

【国際特許分類】

C 09 K 3/14 (2006.01)

C 01 G 25/00 (2006.01)

B 24 B 37/00 (2012.01)

【F I】

C 09 K 3/14 5 5 0 D

C 01 G 25/00

B 24 B 37/00 H

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月20日(2018.2.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ストロンチウム化合物とジルコニウム化合物とを混合する混合工程と、
該混合工程により得られた混合物を焼成する焼成工程とを含む複合金属酸化物研磨材料の
製造方法であって、

該混合工程におけるストロンチウム化合物は、炭酸ストロンチウム及び水酸化ストロンチ
ウムからなる群から選択される少なくとも1種であり、

該ジルコニウム化合物に含まれる硫黄化合物のS O₃換算量は、該ジルコニウム化合物の
Zr O₂換算量100重量部に対し、2.0重量部以下である
ことを特徴とする複合金属酸化物研磨材料の製造方法。

【請求項2】

前記混合工程におけるジルコニウム化合物は、炭酸ジルコニウム及び水酸化ジルコニウム
からなる群から選択される少なくとも1種である
ことを特徴とする請求項1に記載の複合金属酸化物研磨材料の製造方法。

【請求項3】

前記焼成工程における焼成温度は、800を超えて1500以下である
ことを特徴とする請求項1又は2に記載の複合金属酸化物研磨材料の製造方法。